

## 入札の質問に対する回答書

(公告日 令和7年11月5日)

令和7年11月18日

横浜市資源循環局 施設課

件名

資源循環局鶴見工場及び下水道河川局北部汚泥資源化センターで発電した余剰電力（非FIT分）の売却

上記の入札に関し、質問がありましたので、次のとおり回答いたします。

No.	質問	回答
1	当社横浜銀行に口座がなく、銀行保証・履行保証保険の利用はできない場合、横浜銀行以外への納付方法につきご提示いただけますでしょうか。また納付書ではなく、振込でご対応可否についてご検討をお願いいたします。	<p>別紙第7条にあるように 買受人は、余剰電力の調達の前に買受代金を納付する前払い制か、余剰電力の調達の後に確定支払い代金を納付する後払い制を選択することができます。</p> <p>第8条より 前払い制を選択した場合、当該保証は契約保証金の納付のみとし、契約保証金の納付に代わる担保の提供は認められませんので、売扱人の定める納付書により、横浜銀行で契約保証金を納付して下さい。</p> <p>後払い制を選択した場合は、銀行保証・履行保証保険の利用が可能ですが(横浜銀行以外も可)。令和8年3月31日までにご提出ください。</p> <p>また、買受人は契約保証金を、売扱人の定める納付書により納付しなければならないので、振込は対応不可です。</p>
2	月間(週ごとの平日・休日、8時から22時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1 時間の平均kW)、年間(月ごとの平日・休日、8時から22時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1 時間の平均kW)でご提出いただくことは可能でしょうか。	過去1年分の売電実績値(30分値、R6.11.1～R7.10.31)を提出します。添付資料1をご参照ください。

3	入札価格の算定にあたっては、発電側課金は考慮しないこと。と記載がございますが、発電側課金は発電所側でご負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。	発電側課金は 売私人(発電所側)の負担とし、買受代金と相殺とします。ただし、相殺できない時は、一般送配電事業者から売私人への直接請求とします。
4	【支払方法について】 落札後、納入通知書のサンプルを事前にいただくことは可能でしょうか。	提供可能です。
5	【容量市場について】 容量市場に参入していますか。されている場合何電源で登録されていますでしょうか	参入しています。(安定電源)
6	入札について 代理人が入札書を持参する場合、委任状は必要でしょうか、	必要です。添付資料2をご参照ください。
7	入札書について 封入は必須でしょうか。必要な場合、封印箇所、封筒記載必須事項がございましたらご教示ください。	必要です。添付資料3をご参照ください。
8	施設概要に2発電所の記載があるが、一般送配電事業者設置の電力量計は1つのみですか。 それともそれぞれの発電所に設置されているのか	一般送配電事業者設置の電力量計は1つのみです。
9	それぞれの発電設備の買取終了時期はいつか	資源循環局鶴見工場は非FIT電力です。  下水道河川局北部汚泥資源化センターの調達期間は令和12年3月31日です。
10	1年分の売電実績値(30分値)又は1年分の30分毎平均売電実績値を提供頂きたい	質問2を参照してください。
11	発電側課金は考慮しないことは承知したが、精算にあたっては買受人が立替支払を行うのか、それとも売私人が直接送配電事業者へ支払うのか	質問3を参照してください。
12	「余剰電力の全量を調達する」とあるが、余剰電力の内の非FIT分のみの買受、精算の認識で相違ないか	非FIT分のみです。相違ありません。
13	第3条の電力量計の計量期間が操上検針(1日検針)で相違ないか	検針日は1日です。相違ありません。
14	契約保証金の納付は振込やPay-easyなどのオンライン上での納付も可能か	質問1を参照してください。
15	買受代金の支払は振込やPay-easyなどのオンライン上での支払が可能か	別紙第10条の通り、 買受人は、買受代金を、売私人の定める納入通知書により納付しなければならないので、対応不可です。

16	<p>納付した旨を連絡するとあるが、期日までの納付確認ができれば不要か。</p> <p>また、期日までに納付を確認してもらうためには期日の何営業日前までに納付すればよいか。</p>	<p>別紙第 12 条の通り、金融機関の印が押された納入通知書または納付をした旨の書面をメールまたは FAX で連絡してください。</p> <p>また、納付期限にまでに納付、連絡をしてください。</p>
17	<p>過去 1 年分の余剰電力売却量の実績 30 分値データを Excel にてご提供いただきたいのですが可能でしょうか。</p>	<p>質問 2 を参照してください。</p>